

地籍問題研究会 NEWS LETTER

No.2 2020. 2.10

第 26 回定例研究会の開催

2019 年 11 月 9 日（土）、マリンパ
スかごしま 3 階マリンホール（鹿児島
市）にて、第 26 回定例研究会が開催
された。鹿児島県土地家屋調査士会、
日本土地家屋調査士会連合会九州ブ
ロック協議会との共催により開催された
研究会では、2 名の講師による講演
（第 1 部）と「表題部所有者不明土地
の解消に向けて」と題するパネルディスカ
ッション（第 2 部）が行われた。

録画を、地籍問題研究会 HP
<http://chiseki.org/>にて配信中

ID : chiseki

PW : chisekiken



CADASTER

【第 26 回定例研究会プログラム】

第 1 部 鹿児島県の土地制度 その歴史と現代

・招待講演「鹿児島県の門割制度について」

尾口義男氏（鹿児島県史料編纂委員・始良市史料編纂主任兼刊行委員）

・講演「鹿児島における測量と歴史の現状」

馬場 幸二氏（鹿児島県土地家屋調査士会会員）

第 2 部 表題部所有者不明土地の現状と解消に向けて

・パネルディスカッション「表題部所有者不明土地の解消に向けて」

コーディネータ 草鹿 晋一氏（京都産業大学法学部教授）

パネリスト

江口 幹太氏（法務省民事局民事第二課所有者不明土地等対策推進室長）

田原 昭男氏（鹿児島県地方務局首席登記官）

新井 克美氏（都城市代表監査委員）

田畑 正明氏（鹿児島県司法書士会会員）

馬場 幸二氏

【総括】

1. 土地登記の表題部所有者について、名前のみで住所の記載がない等の変則型登記がある場合がある。第 25 回定例研究会では、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が本年 5 月 24 日に公布されたのを受け、立法の経緯やその目的、必要性等について検討された。第 26 回定例研究会では、法の施行に向けて、変則型登記の実情、具体的な調査方法、解決に向けた取り組みについて、最前線で取り組むことになる法務局、司法書士、土地家屋調査士および関係機関で共通認識を得ることを目的として実施された。史上最多、250 名を超える参加者となり、また、自治体からも 20 名を超える参加者を得て、この問題に対する関心の高さをうかがわせた。
2. 第一部は、日本でも表題部所有者不明土地が多いとされている鹿児島県の土地制度の特徴についての講演である。尾口講師は、薩摩藩独自の農民支配制度である門（かど）支配について、詳細に説明された。農民に個人による土地支配を一切認めず、門といわれる集落単位ごとに農地を割り振る仕組みと、江戸時代に何回も行われた検地（内検）の結果を受け、門ごとの生産量がほぼ同じ石高になるように農地を振り直す門割によって、門ごとの生産高（石高）がほぼ同じように揃えられていく過

今後の日程

令和2年度通常総会 及び第27回定例研究会

2020年3月7日(土) 13時より
日比谷コンベンションホール(千代田区)
テーマ: 空き家問題を考える ～各地の
土地家屋調査士会の先進事例に学ぶ～

- 第1部 「住まいを終活する」
基調講演 ～住まいのエンディングノートが当たり前となる社会を目指す～
野澤千絵氏
(東洋大学理工学部建築学科教授)
- 第2部 「空き家問題に対応する土地家屋調査士の現状」(パネルディスカッション)

第28回定例研究会
2020年7月11日(土)
愛知県司法書士会館(名古屋市熱田区)
にて開催予定

程が紹介された。門がいくつか集まって方限(ほうぎり)と言われる単位となり、方限がいくつか集約されて村となる体制が確立していたこと、そこでは農民個人での土地支配は認められていなかったこと、などが現在の所有者不明土地の原因の一つになっていると言うことがのちのパネルディスカッションで紹介され、歴史的経緯が現在の土地制度にも影響していることが示された。馬場講師からは土地家屋調査士として県内各地の調査、測量に関わった経験から、鹿児島県における調査の特色、困難性が示された。特に山林における所有者特定の困難さ、調査にあたっての課題などについて経験に基づく具体的な報告がなされた。

3. 第2部では、江口講師より、上記法律のポイントと法に基づく調査の手順が示されたのち、田原講師より他県に比べ多いと言われる鹿児島県における表題部所有者不明土地の状況について報告があった。その原因の一つは、奄美地方及びトカラ列島において、太平洋戦争後の占領政策の関係でポツダム政令が施行されず、いわゆる戦前の町内会組織が温存されたこと、もう一つは、上述の「方限」名義の墓地や畑が相当数あったことにあるのではないかとのことであった。新井講師により、地券制度に始まる土地台帳制度が課税対象の把握を主目的に構築されたという経緯から、免租地(課税対象外の土地)についてはおざなりにされてきたとの背景事情の説明があった。
4. 田畑講師、馬場講師からは実務経験に基づき、調査にあたっての課題が示された。会場からの発言も多く、非常に活発な意見交換がおこなわれた結果、法の目的を達成するためには、法務局、自治体、他省庁、その他の機関の情報共有を含めた連携の強化、および調査に当たる土地家屋調査士や司法書士に対する法的権限の付与とそれを確実に行使できる環境整備が不可欠であるとの感想を持った。(文責:草鹿晋一)

編集子より

CADASTER 第2号はいかがでしたでしょうか。定例研究会の報告と案内を兼ね、会員の皆様に会の活動をお伝えするため、このたびは会費の請求をお送りするに合わせ、プリントアウトをお送りすることにいたしました。第26回研究会は、第25回に引き続き、難しいテーマにもかかわらず、鹿児島県土地家屋調査士会(賛助会員)と日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会の熱意あふれるご協力により、たいへん多くの聴講者の参加を得て、質疑応答も含め、大きな盛り上がりを見せました。参加できなかった皆様は、是非とも録画を視聴していただければ幸いです。本ニュースレターへのご意見を下記アドレス宛にお寄せいただければありがたく存じます。

地籍問題研究会 News Letter「CADASTER」No.2(2020年2月10日発行)

代表幹事 小柳春一郎(獨協大学法学部教授) / 事務局長 岡田康夫(東北学院大学法学部教授)
事務局 〒171-8516 東京都豊島区南長崎 3-16-6 日本加除出版株式会社
電話 03-3953-5757(代) FAX 03-3953-5772 e-mail:kikaku@kajo.co.jp(担当:編集部 真壁、朝比奈)